



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2026.5月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス  
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]  
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号  
お問い合わせ/TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132  
ホームページ/https://legalplus.jp/

## 法改正「民事訴訟手続のデジタル化」

令和8年5月21日に改正民事訴訟法が施行され、民事裁判の大部分がデジタル化されます。

これまで、民事訴訟手続では、書類を提出するため裁判所に持参したり、郵送したりする必要がありました。また、当事者本人が係属中の訴訟記録を閲覧する場合には、裁判所の窓口まで行き、申請を行う必要がありました。法改正により、これらの手続の多くをオンラインで行うことが可能になります。

### 1 訴状や証拠等のオンライン提出

改正法により、訴状、準備書面、証拠などの書類をオンラインで、電子データのまま提出できるようになります。また、これらの書類や判決書等を、オンラインで受け取ることができるようになります。

ただし、オンライン提出を利用するためには、専用システム(mints)への利用者登録をする必要があります。利用者登録には、インターネットに接続できる機器や環境が必要であり、本人確認資料を提出のうえ、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等を登録することになります。一度登録してしまえば、すべての民事訴訟事件で利用することができるようになります。

なお、弁護士を訴訟代理人として選任している事件では、当事者本人の利用者登録は不要です。当事務所でも、すべての弁護士がシステムへの登録を完了していますので、安心してご相談・ご依頼ください。

### 2 ウェブ会議で期日に参加

令和6年3月1日以降、口頭弁論であっても、実際に裁判所に出席することなくウェブ会議(MicrosoftTeams)で参加することが可能となっています。

ウェブ会議を利用するためには、インターネットに接続できる機器や回線の契約に加え、Webカメラ、マイク、スピーカーなどの準備が必要です。

こちら、リーガルプラスでは全事務所に機器を完備しています。弁護士を訴訟代理人として選任している場合には、弁護士の所属する法律事務所から、期日に出席することが可能です。これまでは、数分の期日に出席するために裁判所まで出頭する必要がありましたが、ウェブ会議の導入により、かなり便利になったといえます。

### 3 訴訟記録の電子化・オンライン閲覧

専用システム(mints)により提出された書面等は電子データで保管され、判決書なども電子データで管理されるようになります。これにより、事件の当事者であれば、オンラインで裁判記録を閲覧することができるようになります。

ただし、オンラインでの記録閲覧のためには、専用システムのアカウントが必要です。弁護士にご依頼の場合には、弁護士がシステムにログインしてデータのやり取りを行いますので、担当弁護士にご相談ください。

### 4 今後の動向

今回の法改正でデジタル化されるのは、通常の民事訴訟事件のみとなっており、離婚や相続などの調停・審判や、倒産手続は対象外となっています。ただし、これらの手続も令和10年(2028年)ころまでにはデジタル化され、オンライン手続となる予定です。



【柏法律事務所】  
所属弁護士:小湊 敬祐(こみなと けいすけ)

#### プロフィール

中央大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院法務研究科修了。弁護士登録後は主に、交通事故、労災事故、債務整理、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に、「法律は人のためにある」という言葉を胸に、多くの方の助けになることを目指して活動を行う。趣味は自然の中でのんびりする。好きな言葉は「学問救世」。

## 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

## 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## (オンライン対応)セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



#### 【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817 【渋谷法律事務所】TEL:03-6427-1651 【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401 【市川法律事務所】TEL:047-712-5100 【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680  
【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371 【千葉法律事務所】TEL:043-441-5831 【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031 【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350

# 交通事故解決事例「駐車場内での事故における過失割合」

## 1 事案の概要

Xさんは、コンビニで買い物を終えて、駐車場から道路に出ようと駐車場の出入口付近で停車しておりました。そうしたところ、出入口付近のXさんの右側後方に前向きで駐車していたYさんが右後ろに後退してきたことから両者は衝突しました。(衝突箇所は、Xさんの右後付近とYさんの右後付近)。幸いにして、Xさん・Yさんにはお怪我等はありませんでしたが、Xさんの車両は一部損傷し、修理費等の損害が生じ、Xさんから過失割合について相談を受け、事件を担当しました。

## 2 駐車場内での過失割合

過失割合を判断するにあたっては、実務上、『別冊判例タイムズNO. 38』(以下、「判タ」といいます。)がよく参考にされております。判タは、過去の裁判例等から事故類型ごとに想定した事故態様に応じた一応の目安として、基本的な過失割合が示めされたものです。当時の判タにおいては、双方が四輪車の類型は3つしかなく、本件事故に参考となるような事例はありませんでした。なお、令和8年3月には、判タも新刊が発行され、『別冊判例タイムズNO. 39』となっており、駐車場内における事故類型も増えております。

もっとも、最終的には、事案の個別的・具体的な内容・事情に応じて、基本的な過失割合から適宜、修正要素も考慮しながら過失割合が決定されることとなります。

本件では、双方ともにドライブレコーダーはなく、相手方保険会社からはXさん：Yさん=3：7での過失割合による提示がなされておりました。相手方保険会社の提示は、通路を進行していた車両と駐車区画内にて後退を試みようとした車両における事故の過失割合を参考とした主張と思われる。駐車場内の事故の場合、このような提示が保険会社からされることはよくあります。

## 3 本件における解決

本件は、駐車場内の事故ではあるものの、Xさんは出入口にいて既に停車をしていたこと、出入口から車道に出るにはその間には歩道があり、(Xさんのお話では)現に歩行している方がいたことといった事情があり、Xさんが事故当時に採りうる回

避措置はなく、過失はないと主張しました。

その後、相手方保険会社とは多少のやり取りはありましたが、最終的に、当方の主張どおりにXさん：Yさん=0：10にて示談し、Xさんは修理費用の全額の支払いを受けることができました。

## 4 おわりに

駐車場は、駐車を主たる目的として利用する場であり、車両が後退、方向転換等したり、歩行者も通行していたりとして、運転手には前方・後方の注意義務や徐行義務が高度に要求されていると慣行上、考えられております。そのため、事故態様における細かい事情が過失割合を左右することがあり得ます。

事故類型的にもトラブルが生じやすいですので、お困りの際にはお早めにお気軽に当事務所までご相談ください。



【柏法律事務所】

所属弁護士：大崎 慎乃祐(おおさき しんのすけ)

### プロフィール

専修大学法学部法律学科卒業、専修大学法科大学院法務研究科修了。弁護士登録以降、ご依頼者様のトラブル内容に対し、解決するための法的根拠や理由を丁寧に分析し、しっかりした主張を展開して解決に導けるよう、交通事故や一般民事、刑事事件などの分野で活動を行う。趣味はサッカーやジョギング、

好きな言葉は「文武両道」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間1,000件以上の実績\*がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

\*2025年1月1日～12月31日

## 📎 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## 編集後記

日本相撲協会は設立100周年を記念し、2026年6月13日・14日にパリのアコー・アリーナで「大相撲パリ公演」を開催すること。パリ公演は1995年以来、約30年ぶり3度目で、かつてシラク元フランス大統領が熱狂的な相撲ファンとして知られたこの地に、再び土俵が築かれます。

毎年、千秋楽の土俵で贈られる「日仏友好杯」は、2000年に当時のシラク大統領が創設したもの。現在はフランスを代表するパティスリーであるピエール・エルメ特製の「ビッグマカロン」が副賞として披露されるのが恒例となっており、相撲とフランスの絆の深さを物語っています。

パリ公演の会場となる12区のアコー・アリーナは、世界的なアーティストの公演も行われるモダンな空間です。そこに突如として1500年の歴史を誇る国技が降り立つコントラストは、まさに文化の交差点。力士たちの気迫あふれる取組や、様式美に満ちた土俵入りは、パリの観客に大きな衝撃と感動を与えるに違いありません。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【渋谷法律事務所】TEL:03-6427-1651

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-441-5831

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350